

令和8年度第1回埼玉県南西部地域医療構想調整会議 次第

日時 令和8年8月3日(月)
19:30～21:00
場所 オンライン会議

1 開 会

2 保健所長あいさつ

3 出席者紹介

4 会長・副会長の選出

5 議 題

(1) かかりつけ医機能報告に基づいた協議について

(2) 第1回地域医療構想推進会議の主な意見について

(3) 新たな地域医療構想について

(4) 令和6年度病床機能の定量基準分析結果について

(5) 令和7年度外来機能報告及び紹介受診重点医療機関の結果について

6 閉 会

埼玉県南西部地域医療構想調整会議 委員名簿 【敬称略】

【任期：令和１０年５月３１日まで】

	氏 名	所属団体及び役職名等	就任年月日	選任分野
1	滝澤 義和	朝霞地区医師会会長	令和８年６月１日	医師会
2	井上 達夫	東入間医師会会長	〃	〃
3	野入 聡悟	朝霞地区歯科医師会会長	〃	歯科医師会
4	竹内 英明	入間郡市歯科医師会第６支部支部長	〃	〃
5	大八木 実	朝霞地区薬剤師会会長	〃	薬剤師会
6	細田 泰雄	独立行政法人国立病院機構埼玉病院院長	〃	医療機関
7	飯田 惣授	TMGあさか医療センター院長	〃	〃
8	鈴木 義隆	イムス富士見総合病院院長	〃	〃
9	菅野 隆	菅野病院院長	〃	〃
10	富家 隆樹	医療法人社団富家会 富家病院 理事長	〃	病院団体協議会
11	平澤 明美	上福岡総合病院看護部長	〃	看護協会
12	上條 大輔	全国健康保険協会埼玉支部企画総務グループ長	〃	医療保険者
13	増尾 猛	健康保険組合連合会埼玉連合会常任理事・事務局長	〃	医療保険者
14	小野沢 誠	朝霞市健康部長	〃	市町の職員
15	清水 裕子	志木市子ども・健康部長	〃	〃
16	梅津 俊之	和光市健康部長	〃	〃
17	平野 静香	新座市いきいき健康部長	〃	〃
18	鈴木 貴久	富士見市健康福祉部長	〃	〃
19	増村 規子	ふじみ野市こども・元気健康部長	〃	〃
20	廣澤 寿美	三芳町健康増進課長	〃	〃
21	湯尾 明	埼玉県朝霞保健所長	〃	保健所長

令和８年６月１日現在

オブザーバー

- 1 町田 穰 朝霞地区医師会理事（医療法人五麟会理事長）
- 2 木下 朋雄 朝霞地区医師会理事（和光ホームケアクリニック院長）
- 3 児玉 奥博 朝霞地区医師会（新座児玉クリニック院長）
- 4 根本 光洋 東入間医師会副会長（根本外科整形外科院長）
- 5 立麻 典子 東入間医師会理事（立麻医院院長）
- 6 安藤 聡一郎 東入間医師会理事（安藤医院院長）

埼玉県南西部地域医療構想調整会議要綱

第1 設置に関すること

(設置)

第1条 南西部保健医療圏（構想区域）における医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づく、埼玉県地域医療構想（以下「構想」という。）の達成を推進するために必要な事項について協議を行うことを目的とし、埼玉県南西部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 調整会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 構想の推進に係る協議に関すること
- (2) その他南西部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 調整会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とし、第7条で定める調整会議事務局の長が選任する。

- (1) 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び病院団体の代表
- (2) 医療保険者の代表
- (3) 各医療機能を有する医療機関の代表
- (4) 市町の職員
- (5) 保健所長
- (6) その他必要と認める者

2 前項第6号の選任にあたっては、議事内容に応じて調整会議に出席する特別委員を選任することができるものとする。

3 前2項の規定による委員の選任に際しては、地域的均衡その他地域の実情等を十分勘案するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 調整会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により選出する。

2 会長は会務を総理し、調整会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 調整会議は、委員（特別委員は含まない）の過半数の出席がなければ開くことがで

きない。

- 3 調整会議の議事は、出席委員（特別委員は含まない）の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員がやむを得ず調整会議を欠席する場合には、当該委員は代理の者を指名して調整会議に出席させることができる。
- 5 前項の規定により、調整会議に出席した代理の者については、委員とみなす。
- 6 調整会議の議事に関して、広く周知を図り又は意見を聴く必要がある場合は、説明会や公聴会を開催することができる。

（調整会議の庶務）

第7条 調整会議の庶務は、朝霞保健所に設ける事務局において処理するものとする。

第2 運営に関すること

（調整会議の開催回数）

第8条 調整会議は、原則として年2回開催とする。ただし、病院整備計画の公募実施等、特別に協議すべき議題がある時は、開催回数を追加することができる。

（調整会議の公開）

第9条 調整会議は公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（資料の事前配布）

第10条 事務局は、調整会議の資料を開催日の1週間前までに委員に配布し、事前に委員が目を通せるように努めるものとする。

（議事運営）

第11条 議長は、調整会議において委員全員が発言できるよう配慮した議事運営を行うものとする。

- 2 事務局は、必要に応じ事前に、委員への意見聴取、現場の状況や取組の発表依頼を行い、調整会議当日の議長の議事運営を補佐する。
- 3 事務局は、資料のペーパーレス化及びWEB方式での調整会議開催に努めるものとする。

（資料等のホームページでの公表）

第12条 事務局は、調整会議の資料を調整会議開催後1週間以内に埼玉県ホームページで公表する。

- 2 事務局は、調整会議の議事概要を資料公開後速やかに埼玉県ホームページで公表する。

第3 協議に関すること

(協議事項)

第13条 調整会議では、第2条各号に規定する構想の推進その他の必要な事項に係る協議として、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に関すること
- (2) 病床機能報告及び定量基準分析に関すること
- (3) 非稼働病棟に関すること
- (4) 病床整備に関すること
- (5) 病床機能の転換に関すること
- (6) その他別に定めること

第4 その他

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による委員の選任及び第7条の規定による調整会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 埼玉県南西部地域保健医療・地域医療構想協議会設置要綱（平成29年1月10日朝霞保健所長決裁）は、令和4年5月31日をもって廃止する。